

昭和二十七年法律第四十四号

在外公館等借入金の返済の実施に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 在外公館等借入金返済の実施に關しては、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において「在外公館等借入金」とは、在外公館等借入金金の確認に關する法律（昭和二十四年法律第七十三号。以下「確認法」という。）の規定により外務大臣が国の債務として承認した借入金をいい、以下「借入金」と略称する。

第三条 財務大臣は、国に対して借入金返済を請求する権利を有する者に対して、本邦通貨をもつて借入金返済を行う。

(借入金金の金額)

第四条 借入金金の金額は、確認法第六条に規定する借入金確認証書に記載された現地通貨表示による金額を、別表在外公館等借入金換算率表により本邦通貨表示による金額に換算した金額の百分の百三十に相当する金額（同一人について計算したその借入金金の金額の合計額が五万円をこえるときは五万円、同一人について計算したその借入金金の金額の合計額が五万円に満たないときは五百円）とする。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第五条 財務大臣は、毎会計年度、予算の定めるところにより、当該会計年度に返済すべき借入金金の金額及びその返済に關する事務に要する経費に相当する金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(事務の委託)

第六条 財務大臣は、借入金返済に關する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。

2 財務大臣は、借入金返済に必要な資金を日本銀行に交付することができる。
(返済手続の細目)

第七条 借入金返済手続の細目は、財務省令で定める。

附則抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和四十一年六月三〇日法律第九八号）抄
(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附則（平成二十一年二月二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

別表

在外公館等借入金換算率表

地域	借入金提供現地通貨	借入金提供換算率 (本邦通貨一円に対する現地通貨表示による金額)
朝鮮	朝鮮銀行券	1:20円
	日本銀行券	1:20円
満洲・關東州	朝鮮銀行券	昭和22年1:20円 以前
	満洲中央銀行券	昭和22年1:20円 以前
	通券	昭和22年10:00円 以前
	東北九省流通券	昭和22年1:60円 以前
	ソ連軍票	昭和22年1:60円 以前

華北	中国連合準備銀行券	昭和22年10:00円 以降
	法幣	20:00円
	関金券	1:00円
華中・華南	中国中央儲備銀行券	2:400:00円
	法幣	12:00円
	関金券	0:60円
	アメリカ合衆国ドル	0:01ドル
	中国連合準備銀行券	100:00円
	昭和十二年軍用手票	10:00円
タイ国	タイ国通貨	1:00バート
支那	支那通貨	1:00ピアストル

考 備一 第四条の現地通貨表示による金額の本邦通貨表示による金額への換算は、借入金確認証書の記載に従い、借入金提供地域及び現地通貨の区分に応じ、且つ、借入金提供地域が満洲又は關東州である場合には借入金提供時期の区分に応じて定められた換算率を使用するものとする。

二 借入金提供地域が中国の華北、華中又は華南の地域である場合においては、借入金確認証書に記載された在外公館、邦人自治団体その他当該借入金提供を受けたものについて財務省令で定める区分に従い、「華北」又は「華中・華南」の項に定められた換算率を使用するものとする。